

仕様書

- 1 業務名 和歌山市家具転倒防止用固定金具取付業務
- 2 目的 地震等の災害発生時に家具の転倒等による事故を防止し、これらの災害による被害を軽減することを目的として家具転倒防止用固定金具を取り付ける。
- 3 契約期間 契約日から令和9年3月31日まで
- 4 業務内容
 - (1) 管理事務

委託業務の実施に関する進捗状況の管理、各種報告書、資料の作成等必要な業務を実施する。(様式等については別途指示。)
 - (2) 事前調査

建物の構造に精通し、家具転倒防止金具の取付方法に熟知した者を派遣すること。

ア 調査指示後、すみやかに申請者と日程調整を行い、早期に調査を実施すること。

イ 申請者宅を訪問し、申請者が希望する家具、金具、取付け場所を確認し、補強材の有無等も含め、適切な方法により取付け方法を検討した上、申請者に対し説明を行う。

ウ 申請者に説明を行った結果を和歌山市家具転倒防止用固定金具取付事業実施確認書(別記様式第4号)に記載し、確認状況を申請者に記入してもらい、和歌山市に提出すること。

エ 取り付ける金具については、建物の構造、家具の形状等により、適切な金具(種類、形状、大きさ)を選定し、価格見積書を添え、申請者に提案する。

申請者が自ら金具を用意できない場合で、申請者から要請があったときは、請負者が取付日までに用意し、提供するものとする。この場合、当該費用については、申請者が負担するものとし、申請者と請負者との間で清算するものとする。

申請者が金具を自ら用意する場合においては、申請者が適切に購入することができるよう、必要な内容を記した資料を申請者に提供すること。

オ 事前調査完了後、すみやかに次の資料を作成し、5営業日以内に提出すること。

(ア) 和歌山市家具転倒防止用固定金具取付事業実施確認書(別記様式第4号)

(イ) 事前調査実施報告書(別途様式指示)

(ウ) 現場写真

(エ) その他必要と認められるもの。
 - (3) 固定金具取付作業

和歌山市の指示した申請者宅を訪問し、事前調査結果に基づき、固定金具の取付を実施する。

ア 申請者とすみやかに日程調整を行い、早期に取付けを行う。

- イ 写真撮影を実施する。(作業前、作業後)
- ウ 和歌山市家具転倒防止用固定金具取付事業完了確認書(別記様式第8号)を申請者に記入してもらい、和歌山市宛て提出する。
- エ 取付作業完了報告書を5営業日以内に提出(別途様式指示)

(4) 提出書類

- ア 着手届
- イ 責任者届出書
- ウ 組織表
(監理監督責任者、調査者、作業者等事業の実施体制を記載すること。)
- エ 和歌山市家具転倒防止用固定金具取付事業実施要綱に基づく各種様式
- オ 事前調査実施報告書
- カ 取付作業完了報告書
- キ 集計表
- ク 申請家屋が和歌山市営住宅であるときは、住所、住宅名、取付日、部屋番号、設置箇所、取付け方法を一覧表にまとめ、取付け後の写真を添付し、1か月ごとに和歌山市地域安全課へ提出すること。
- ケ 完成図書
 - A 4判チューブ式(パイプ式)ファイルに次の資料を編冊し2部提出すること。
 - (ア) 概要書
 - (イ) 各種集計資料
 - (i) 月別実施状況(調査指示件数、調査件数、取付実施件数、前月繰越件数等)
 - (ii) 各戸別取付状況一覧表(取付箇所(室)、固定家具、取付器具)
 - (iii) その他必要データの集計
 - ※様式については別途指示。
 - (ウ) 個別作業報告書(申請者氏名、場所、事前調査状況、設置状況、その他特記事項、付近見取図、調査時及び取り付け時の写真(作業前、作業後)等必要事項を記載申請者別にまとめること。)
 - (エ) データ資料
 - 上記(ア)から(ウ)までのデータをUSBメモリーにより提出すること。
 - なお、データ作成ソフトについては、別途指示する。
 - コ その他必要に応じ、指示があったもの。

5 苦情等の対応

申請者から取付けの不備などの理由で苦情等が発生した場合は、請負者においてすみやかに対応するとともに、和歌山市に報告を行うこと。

6 単価の積算

事前調査及び取付け作業実施予定件数を各々135件と仮定し、1件あたりの単価を

積算するものとする。

金具の取付けに伴い、補強材の使用が必要となる家具の個数を135個(家具)と仮定し、1家具当たりの補強材の単価を積算するものとする。

なお、予定件数から増減が生じた場合であっても、契約単価の変更は行わないものとする。

(1) 事前調査費単価 (事務費含む)

(2) 取付作業費単価 (事務費含む)

固定家具数を最大3個とし、家具の種類は問わないものとする。

(3) 補強材

(4) 消費税及び地方消費税

※実施件数が135件に満たないときも上記単価を適用すること。

7 委託費の支払い

毎月、前月分の事前調査実施報告書及び取付作業完了報告書とともに、申請者から市長宛て提出する事業実施完了確認書と合わせて提出し、作業完了件数に応じ支払うものとする。

なお、和歌山市家具転倒防止用固定金具取付事業実施要綱第5条に規定する事前調査のみで取付けを実施しなかったとき、又は第11条の規定による事業の取消を行ったときは当該申請家屋にかかる事前調査費用のみ支払うものとする。

8 その他

事前調査活動等、市民と対応するときは、必ず名札を着用して身分を明らかにし、当局が発行する委託業務を締結したことを証する書面を提示した上で業務を行うこと。

9 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

和歌山市家具転倒防止用固定金具取付事業実施確認書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

申請者住所
氏名

次のとおり和歌山市家具転倒防止用固定金具取付事業による固定金具の取付方法について、説明を受け確認しました。

※調査及び取付方法 説明者	住所		
	氏名		
※説明日	年 月 日 曜日		
※説明場所			
※取付家具名	※取付けの適否 （○印を付けてください）	※取付方法（使用固定金具、 補強方法等）	同意欄（○ 印を付けて ください）
1	適 ・ 否		同意する 同意しない
2	適 ・ 否		同意する 同意しない
3	適 ・ 否		同意する 同意しない

（注意事項）

※印欄は職員又は受託者が記載すること。

別記様式第8号（第10条関係）

和歌山市家具転倒防止用固定金具取付事業完了確認書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

申請日	年 月 日		
決定通知日	年 月 日		
決定通知番号	和歌山市指令 第 号		
調査完了日			
※調査実施者	住所		
	氏名		
※取付期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
※取付者	住所		
	氏名		
取付完了確認日	年 月 日		
番号	※家具の種類	※固定金具の種類	※補強方法
1			
2			
3			
固定金具の取付けが完了したことを確認しました。			
年 月 日			
申請者 住所			
氏名			

（注意事項）

※欄は職員又は受託者が記載すること。

和歌山市家具転倒防止用固定金具取付業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は次のとおり契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、和歌山市家具転倒防止用固定金具取付業務等（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、（契約日）から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（契約金額）

第4条 契約金の額は単価契約とする。

（1）事前調査費1件あたり_____円（消費税及び地方消費税を含まない。）

（2）取付作業費1件あたり_____円（消費税及び地方消費税を含まない。）

（3）補強材費1家具あたり_____円（消費税及び地方消費税を含まない。）

2 契約金は、毎月払いとし、第11条第1項の確認を受けた事前調査費単価及び取付作業費単価にそれぞれの実施件数を乗じた金額並びに補強材費単価に実施家具数を乗じた金額に消費税及び地方消費税額を加算した額とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（委託業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項

において同じ。)は、乙が負担するものとする。ただし甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については一切の責任を負わないものとする。

(乙の債務不履行)

第10条 乙はその責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その不履行分に相当する契約金の額を減額して、甲に契約金の請求をしなければならない。この場合において、第4条の規定は、減額する額について準用する。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、契約金額の100分の10の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ甲の確認を受けなければならない。

(契約金の支払い)

第12条 乙は、履行すべき委託業務について、前条の規定による確認を受けた後、甲に対して契約金の支払いを請求するものとする。

2 甲は前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に契約金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の帰すべき理由により前項の規定による契約金の支払いが遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した遅延賠償金の支払いを甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項第2号の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、契約金額の100分の10に相当する違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する契約金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は必要があるときは、通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項の規定は、前項の規定により、この契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。

2 第8条第2項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

（乙の契約不適合責任）

第18条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由により、不完全な履行をしたと認められるときは、乙に対し、完全な履行を請求することができる。

2 甲は、乙に対し、前項の完全な履行に代え、又は完全な履行とともに損害賠償を請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第19条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき契約金と相殺し、なお、不足あるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第20条 乙は委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう

指導しなければならない。

- 3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の氏名及び住所並びに当該違反事実の公表をすることができる。

第22条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

- 2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

- 3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(補則)

第23条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。